

ID: 9

担当部署: 建設水道課

処分の概要	家賃の徴収		
例規名 根拠条項	村田町定住促進住宅条例 第17条第1項		
例規番号	平成27年条例第34号		
<p>【基準】</p> <p>第15条及び第17条の規定による。 (家賃の決定等)</p> <p>第15条 定住促進住宅の家賃は、別表第2のとおりとする。 (家賃の納入)</p> <p>第17条 入居者は、賃貸借契約期間の始期から定住促進住宅を明け渡した日(第8条第3項の規定により入居者の決定を取り消された場合にあっては取り消された日、第28条に規定する手続を経ないで立ち退いた場合にあっては町長の指定する日、第29条第1項の規定による明渡しの請求を受けた場合にあっては請求を受けた日。以下同じ。)までの家賃を納入しなければならない。</p> <p>2 入居者は、毎月末日までに、その月の家賃を町長の発行する納入通知書により納入しなければならない。ただし、入居者が月の中で定住促進住宅を明け渡した場合(入居者が第8条第3項の規定により入居者の決定を取り消され、第28条に規定する手続を経ないで立ち退き、又は第29条第1項の規定による明渡しの請求を受けた場合を含む。)においては、定住促進住宅を明け渡した日の属する月の家賃は、当該日までに納入しなければならない。</p> <p>3 賃貸借契約期間の始期又は定住促進住宅を明け渡した日が月の中であったときは、その月の家賃は、日割計算によるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日